

事務事業評価(令和2年度決算)事業一覧

部、室等	健康福祉部
------	-------

シート番号	所属	事務事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	健康福祉部地域福祉課	民生委員関係事務事業	3,165	継続
2	健康福祉部地域福祉課	社会福祉法人設立許認可等事務事業	212	継続
3	健康福祉部地域福祉課	地域福祉推進基金積立事業	428	継続
4	健康福祉部地域福祉課	社会福祉協議会活動助成事業	32,347	課題付継続
5	健康福祉部地域福祉課	愛のみのり基金積立事業	6,662	課題付継続
6	健康福祉部地域福祉課	地域福祉事業	13,857	課題付継続
7	健康福祉部地域福祉課	特別定額給付金事業	14,435,446	廃止・終了
8	健康福祉部生活福祉課	生活困窮者自立支援事業	79,943	継続
9	健康福祉部生活福祉課	生活保護事業	78,955	継続
10	健康福祉部障がい福祉課	障がい者・高齢者交流会館管理運営事業	13,391	継続
11	健康福祉部障がい福祉課	障がい者福祉事業	14,149	課題付継続
12	健康福祉部障がい福祉課	重度障がい者等住宅改造助成事業	1,839	継続
13	健康福祉部障がい福祉課	わかたけ園管理運営事業	6,687	継続
14	健康福祉部障がい福祉課	地域生活支援事業	174,997	課題付継続
15	健康福祉部障がい福祉課	障がい者医療助成事業	335,449	課題付継続
16	健康福祉部高齢介護課	シルバー人材センター運営補助事業	19,379	継続
17	健康福祉部高齢介護課	高齢者支援事業	44,283	継続
18	健康福祉部高齢介護課	介護保険制度関連事業	2,522,890	見直し
19	健康福祉部高齢介護課	有料老人ホーム運営指導等事務事業	3,327	継続
20	健康福祉部健康推進課	衛生思想普及事業	170	見直し
21	健康福祉部健康推進課	予防接種事業	448,751	継続
22	健康福祉部健康推進課	感染症対策事業	38	見直し
23	健康福祉部健康推進課	市民総合(特定)健康診査事業	226,985	課題付継続
24	健康福祉部健康推進課	母子保健事業	156,165	課題付継続
25	健康福祉部健康推進課	休日応急診療事業	59,281	課題付継続
26	健康福祉部健康推進課	保健対策推進事業	0	見直し
27	健康福祉部健康推進課	自殺対策事業	670	継続
28	健康福祉部健康推進課	健康相談等事業	1,252	課題付継続
29	健康福祉部健康推進課	施設維持管理事業 市民保健センター	111,299	継続

事務事業評価(令和2年度決算)事業一覧

部、室等	健康福祉部
------	-------

シート番号	所属	事務事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
30	健康福祉部健康推進課	公害健康被害福祉事業	1,339	継続
31	健康福祉部健康推進課	公害健康被害予防事業	903	継続

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	民生委員関係事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	1.「我が事」の意識の醸成

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	第6次守口市総合基本計画では、地域福祉施策の1つとして、「我が事」の意識の醸成を掲げており、地域住民の意識向上・関心を高めるためには地域における様々な活動を実施している民生委員・児童委員への支援が必要不可欠であるため。
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	民生委員・児童委員の欠員を補充し、その活動を支援することで、地域コミュニティ育成に寄与する。
	実施内容	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金および交付金 守口市民生委員児童委員協議会をはじめとする関係団体の活動を支援するため、運営経費の一部を補助する。 ・報酬 非常勤職員報酬 民生委員推薦会委員の報酬(委員数18人)
	期間	期間	継続的事業

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	3,166	3,165	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 非常勤職員報酬 513千円 ・需用費 消耗品費 3千円 ・役務費 通信運搬費 25千円 ・負担金、補助及び交付金 補助金 2,624千円

今後の事務事業の方向性	継続	地域福祉を推進する上で、重要な役割を担っていることから、今後とも民生委員・児童委員の活動を支援する。 また、欠員が解消されるよう定員充足に向け、随時推薦者の確保に取り組む。
-------------	----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	社会福祉法人設立許認可等事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立された法人である。 本市は、守口市内にのみ施設がある社会福祉法人(14法人)の所轄庁であり、主な業務は法人の設立認可(社会福祉法第31条)、定款変更認可(同法第45条の36)、法人の解散認可(同法46条)、法人の合併認可(同法第50条及び54条の6)、法人への立入検査(同法第56条)、法人からの報告受理(同法59条)等を処理している。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	法人運営(会計処理・職員処遇等)が適正化に向かうよう指導することにより、法人運営の安定化を図り、社会福祉サービス提供の向上及びサービス提供を受けている利用者保護を図ることで、社会福祉の向上につなげる。	
	実施内容	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬(非常勤職員報酬) 監査の同行する公認会計士の報酬1日×21,000円 ・需用費(消耗品費) 社会福祉法人関連書籍の購入 ・役務費(通信運搬費) 監査実施等に伴う郵便料 	
	期間	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
	468	212	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 非常勤職員報酬 189千円 ・需用費 消耗品費 17千円 ・役務費 通信運搬費 6千円 	

今後の事務事業の方向性	継続	今後とも適正な事務執行に努める。
-------------	----	------------------

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域福祉推進基金積立事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	市民が安心して、生きがいをもって暮らせる地域福祉を推進するため、守口市地域福祉推進基金を設置し、高齢者等の保健福祉など地域福祉の増進に必要な財源の一部に活用する。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	市民が安心して、生きがいをもって暮らせる地域福祉を推進する。	
	実施内容	実施内容	・積立金 地域福祉推進基金運用利息の積立て	
	期間	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	1,320	428	・積立金 地域福祉推進基金積立金 428

今後の事務事業の方向性	継続	今後とも適正な基金運用管理に努める。 本基金を活用し、令和3年度以降に実施を予定している地域福祉推進基金活動助成金については、個人や団体が行う地域福祉活動が広く行われるよう積極的な活用に努める。
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	社会福祉協議会活動助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	1.「我が事」の意識の醸成

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	<p>守口市社会福祉協議会(以下、市社協)は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体で、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、本市の守口市地域福祉計画で掲げた基本理念や基本目標を達成するための関連計画に位置付けている。地域福祉を推進していくためには、本市と市社協は相互に連携を図ることが不可欠である。</p> <p>市社協が実施する日常生活自立支援事業や小地域ネットワーク活動推進事業は、大阪府、大阪府社会福祉協議会、守口市が共に連携し補助することで、市社協の活動を支援している。また、民生委員児童委員協議会事務局の運営に要する経費については、守口市において補助し、民生委員・児童委員の活動を支援している。</p>
	目標	(事務事業の目指す方向性)	社会福祉向上に寄与する事業を実施する市社協に対する補助を通じ、市と協働で福祉向上を目指す。
	実施内容		<p>社会福祉協議会への補助金の交付</p> <p>①日常生活自立支援事業(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用補助)</p> <p>②小地域ネットワーク活動推進事業 (地域住民が安心して生活できるように、地区委員長が支え合い・助け合いの活動)</p> <p>③民生委員児童委員協議会事務局運営事業</p>
	期間		継続的事业

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	32,347	32,347	・負担金、補助及び交付金 補助金 32,347千円

今後の事務事業の方向性	課題付継続	<p>社会福祉協議会の運営については、本市の補助金が投入されていることに鑑み、定期的で開催している会議等を通じて、活動の活発化や、事務事業の効率化に関する議論を引き続き行う。</p> <p>また、各事業に対する助成金額については、適宜、適正性を検証する。</p>
-------------	-------	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	愛のみのり基金積立事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	市民等からの寄附金を守口市愛のみのり基金条例に基づき積立てを行い、基金活用検討委員会にて有効な活用方法を検討した上で決定し、それを実施することで、地域福祉の向上を図る。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地域福祉の向上に役立てることを目的とする。	
	実施内容	寄附及び年間の定期利息による歳入確保。	
	期間	継続的事業	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	9,493	6,662	・積立金 愛のみのり基金積立金 6,662千円

今後の事務事業の方向性	課題付継続	都市・交通計画課において実施している公共交通のあり方検討の検討結果を注視しつつ、現在、実施している基金を活用して行う事業の効果検証を行うとともに、基金の設置趣旨に合致する事業への更なる活用も検討する。 また、寄附者への説明責任を果たすため、活用事業の積極的な事業効果等の周知を行う。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	2. 包括的な相談支援体制の構築

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	地域福祉の推進を図るため、身近な生活の場での困り事や孤立した不安などの問題を抱える人を地域で見つけ、支えていくことが求められていることから府交付金も活用し実施している「コミュニティソーシャルワーカー配置事業」、災害対策基本法に基づく市の責務として、要援護者を事前に把握し、その情報を民生委員をはじめ自主防災組織や消防団、行政機関等と共有することで災害時の迅速な体制構築を行うための「避難行動要支援者名簿作成事業」。単身高齢者宅に訪問し、防災グッズの配布と共に見守り活動を実施する「高齢者防災見守り安心事業」。守口市民および守口市所在の団体が他市大ホールを使用する場合の市外加算料金部分について、補助金を交付する「他市大ホール施設利用料金差額補助事業」。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	様々な事業を展開し、地域福祉の推進を図る
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報償費(報償金) 地域福祉推進基金活動助成事業審査会委員報酬 ・需用費(消耗品費) 高齢者や防災見守り安心事業、避難行動要支援者名簿等に関する消耗品 ・役務費(通信運搬費) 避難行動要支援者名簿の記載の市民に対する確認通知(往復)等 ・委託料(委託料) コミュニティソーシャルワーカー配置委託 ・補助金(補助金) 守口市遺族会等への補助金、他市大ホール施設利用料金差額補助金
	期間		継続的事业

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
18,277	13,857		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 非常勤職員報酬 38千円 ・需用費 消耗品費 3,160千円 印刷製本費 23千円 修繕料 126千円 ・役務費 通信運搬費 115千円 ・委託料 委託料 9,727千円 ・負担金、補助及び交付金 補助金 668千円

今後の事務事業の方向性	課題付継続	コロナ禍の状況により、相談件数が大幅に増加した。引き続き、北河内における他市の相談体制や取組状況等を研究し、本市における更なる地域福祉向上に資する包括的相談支援体制のあり方を検討する。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	特別定額給付金事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	政府は、令和2年4月20日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染拡大防止に留意し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」を支給することを決定したため、守口市においても当該事業を実施する。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。	
	実施内容	実施内容	基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている市民に対して給付金を支給する。	
	期間	期間	単年度事業	

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度	決算
事業費 (単位：千円)	14,545,696	14,435,446	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 会計年度任用職員報酬 1,475千円 ・職員手当等 会計年度任用職員手当 153千円 ・旅費 会計年度任用職員費用弁償 60千円 ・需用費 消耗品費 604千円 ・役務費 通信運搬費 80千円 ・手数料 手数料 8,130千円 ・委託料 委託料 99,644千円 ・負担金、補助及び交付金 交付金 14,325,300千円 	

今後の事務事業の方向性	廃止・終了	国の実施要領に基づき、適正に事務を執行した。
-------------	-------	------------------------

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部生活福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	生活困窮者自立支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	3. 生活困窮者等への支援

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されたことにより、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、複合的問題を抱えた生活困窮者に対して包括的な支援を実施する自立相談支援機関の設置が義務付けられた。自立相談支援機関(暮らしサポートセンター守口)では、生活困窮者自立支援法に基づく各事業(必須事業:自立相談支援事業、住居確保給付金。任意事業:就労準備支援事業、一時生活支援事業)を国庫負担金・補助金を活用し実施する。 また、地域社会において就労や参加の場を提供する取組が未発達であったため、自立相談支援機関が地域ネットワークの強化及び社会資源の開発等を実施する。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	自立相談支援事業における生活困窮者に対する支援、その他自立相談支援機関が実施する事業による支援により、生活困窮者が日常・社会・就労の3点において自立した生活を送り、困窮状態から脱却されること。	
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬(非常勤報酬) 令和3年度～令和7年度の委託事業者選定に係るプロポーザル選定委員会委員報酬 ・委託料(委託料) 生活困窮者自立相談支援事業等業務委託料 ・負担金、補助及び交付金(負担金) 自立相談支援事業負担金(ホームレス巡回相談指導事業)に係る負担金 一時生活支援事業実施のためのシェルター借り上げ(広域実施・他市契約)に係る負担金 ・扶助費(扶助費) 住居確保給付金の支給 	
	期間		継続的事业	平成27年～

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位:千円)	85,147	79,943	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 38 非常勤報酬 ・委託料 委託料 40,344 ・負担金、補助及び交付金 負担金 3,322 ・扶助費 扶助費 36,238

今後の事務事業の方向性	継続	令和2年度については、コロナ禍において国費も活用することにより、自立相談支援機関の体制拡充を図り、相談数の激増に対応した。 今後とも要支援者の状況に応じ、必要かつ適切な相談窓口と支援に繋ぐことができるよう、各関係機関と適切に連携し、自立支援を行う。
-------------	----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部生活福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	生活保護事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	3. 生活困窮者等への支援

概要	目的 (背景や現状、課題からの必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の適正実施のためにレセプト点検、資産・収入等の的確な把握、扶養義務者からの援助等、被保護者の生活実態把握を徹底する。 生活保護を受給している者のうち、稼働年齢層に当たる者の個々の状況を踏まえて、適切な助言等の就業相談(カウンセリング)を行い、その者の就労意欲を醸成及び育成することにより、将来的に就労決定に結びつけその世帯の自立の促進を図る。 	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	生活保護制度の公正で適正な実施をめざす。また、受給者の自立助長及び就労促進を図る。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 報酬(非常勤職員(会計年度任用職員)報酬) 会計年度任用職員(事務、年金、面接、相談指導員、保健師、ケアマネ等)及び指導官(警察OB)にかかる報酬 報償費 報償金 嘱託医(内科、精神科)謝礼 需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料) 文具(收受印、日付印等) 事務用品、書籍(生活保護手帳等)、印刷製本(封筒、ケースファイル) 役務費(通信運搬費、手数料) 郵便料(保護決定通知書、医療券、収入資産扶養照会、督促状等の送付切手)、レセプト電子データ提供料、レセプトデータ審査手数料、介護保険審査手数料、29条調査手数料 委託料(委託料) 要介護認定調査、資産等調査業務、診療報酬請求明細書点検等業務、穂保護者就労支援事業等業務にかかる委託料 使用料及び賃借料(使用料) 高速道路使用料、レセプト管理クラウドサービス使用料 	
期間	継続的事業	昭和25年～	

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
87,759	78,955	<ul style="list-style-type: none"> 報酬 16,424 調査員報酬 770 会計年度任用職員報酬 15,654 職員手当等 2,133 会計年度任用職員賞与 報償費 1,892 嘱託医報償金 1,212 社会保障生計調査(家計簿)調査世帯手当 680 旅費 780 需用費 1,870 消耗品費 1,198 印刷製本費 672 役務費 15,921 通信運搬費 8,536 手数料 7,385 委託料 36,764 委託料 使用料及び賃借料 1,321 使用料 	

今後の事務事業の方向性	継続	<p>今後とも生活保護事業の適正化に努めるとともに、受給者への適切な指導等により早期の自立に向けた支援を行う。</p> <p>また、既に電子決裁を導入している給付決定以外にも、課内の事務処理において、ICTの活用により事務効率化が見込まれるものについては、デジタル戦略課と連携し積極的に検討する。</p>
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	障がい者・高齢者交流会館管理運営事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	2. 就労支援・社会参加の充実

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	守口市障害者・高齢者交流会館条例に基づき、障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行い、社会参加の促進を図ることを目的として障がい者・高齢者交流会館(以下「会館」という。)を設置している。会館の1、2階部分については、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の維持管理を指定管理事業者にて委託している。指定管理の期間は5年で令和元年度から令和5年度の5年間は、社会福祉法人 守口市社会福祉協議会に委託している。市内の障がい者団体等が、主な活動拠点として会館を利用してあり、障がい者の社会参加の促進に寄与している。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	会館の管理・運営を指定管理事業者にて委託することで、障がい者・高齢者をはじめとする市民に快適に利用してもらい、社会参加の促進に寄与する。	
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 守口市障害者・高齢者交流会館の指定管理に係る委託料 高圧設備改良工事に関する実施設計・工事監理 他 ・工事請負費 高圧設備改良工事 	
	期間		複数年度事業	令和元年度 ～ 令和5年度 (5年間)

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	13,547	13,391	【需用費】 修繕料 52 【役務費】 火災保険料 12 【委託料】 委託料 11,086 【使用料及び賃借料】 使用料 27 【工事請負費】 改良工事請負費 2,214

今後の事務事業の方向性	継続	<p>市内の障がい者や高齢者の生きがい活動の充実に向け、その活動拠点としてより幅広い方々に利用いただけるよう、交流会館の存在や利用方法等について、広報誌やホームページ等で一層の周知を図る。</p> <p>また、会館の運営において、現在も直営で実施している業務は、次期指定管理者期間から指定管理業務に含むことも視野に、費用対効果を含め、可能性を検討する。</p> <p>なお、施設の維持管理については、個別施設計画をベースとして、将来を見据え適切に実施していく。</p>
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	障がい者福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	障害者基本法に基づき策定している障がい者計画に掲げる目標の達成に向けて、障がい者の福祉増進を図るための各種事業を展開している。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	各種事業及び制度を実施することで、障がい者福祉の増進及び向上を図る。	
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬(非常勤職員報酬) 地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者プロポーザル選定委員会委員報酬 ・報償費(報償金) 障がい者相談員への報償金(5人) ・委託料(委託料) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務委託、旧わかくさ園建築・防火設備等定期検査業務委託、高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業 他 ・負担金、補助及び交付金(補助金) 障がい者(児)歯科検診及び診療事業補助金 他 ・扶助費(扶助費) 身体障がい者手帳診断料助成事業、軽度難聴児補聴器交付事業 	
	期間		継続的事业	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	16,189	14,149	【報酬】 非常勤職員報酬 86 【報償費】 報償金 105 【需要費】 印刷製本費 210 【役務費】 通信運搬費 1,064、火災保険料 6 【委託料】 委託料 3,202 【負担金、補助及び交付金】 負担金 5、補助金 8,400 【扶助費】 扶助費 1,071

今後の事務事業の方向性	課題付継続	障がい者福祉事業全般の事務処理については、デジタル戦略課と連携し、情報通信技術活用推進事業で得られた調査結果に基づき、効率・効果的な事務処理の実現に向けICTの導入に係る検討を進める。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	重度障がい者等住宅改造助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>重度障がい者住宅改造事業は「大阪府重度障がい者等住宅改造助成事業実施要綱」に基づき、府内市町村において統一の内容で実施している。</p> <p>重度障がい者訪問看護利用料助成事業は、平成29年1月に大阪府の補助要綱改正に伴う対象者及び助成額の拡充を図った後、平成30年4月からは障がい者医療助成事業に統合されている。(令和4年度まで経過措置)</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>重度障がい者・児の住宅改造費用を助成することで、住み慣れた地域で自立して安心した生活を継続できるようにする。</p>	
	実施内容	<p>【重度障がい者住宅改造助成事業】</p> <p>市要綱に定める要件に該当する世帯が、障がいの状況等に応じて、住宅を安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、その経費の一部を助成する。(なお、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先される。)</p> <p>・扶助費(扶助費)</p>	
	期間	継続的事業	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	1,849	1,839	<p>【扶助費】</p> <p>扶助費 1,839</p>

今後の事務事業の方向性	継続	<p>今後とも適正に事務を執行する。</p> <p>また、大阪府に対して、市の助成実績に応じて、府の負担割合分を確実に負担するよう、引き続き要望を行う。</p>
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	わかたけ園管理運営事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	守口市立わかたけ園条例に基づき、障がい者の自立を支援し、その福祉の増進を図るため、守口市立わかたけ園を設置している。日常生活上で介護が必要な知的障がい者等に対し、生活介護及び自立訓練(生活訓練)のサービスを提供し、また利用者が安全かつ快適に施設を利用できるように指定管理事業者に管理・運営を委託している。指定管理期間は5年で、令和元年度から令和5年度の5年間は、社会福祉法人 守口市社会福祉協議会に委託している。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	指定管理事業者に守口市立わかたけ園の管理運営を委託し、必要な障がい福祉サービスの提供及び施設の安全性及び利便性を維持することで、重度知的障がい者等の日中活動の場の確保、家族の介護負担の軽減、自立し安心した地域生活の継続を実現する。	
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険料 ・委託料 わかたけ園指定管理、建築・防火設備等定期検査業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・改良工事請負費 わかたけ園エレベータ改良工事	
	期間		複数年度事業	令和元年度 ～ 令和5年度 (5年間)

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	6,732	6,687	【役務費】 火災保険料 7 【委託料】 委託料 630 【工事請負費】 改良工事請負費 6,050

今後の事務事業の方向性	継続	今後とも本市における生活介護及び自立訓練(生活訓練)サービスの安定的な提供に向け、公募により決定した事業者の民設民営による新たな施設整備について、適正に事務を執行する。
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域生活支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条において、市町村は地域生活支援事業を行うものとされており、その内容は厚生労働省令に定められている。事業の主なものとしては「移動支援事業」「基幹相談支援センター事業」などがあげられる。本市においても障がい者(児)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じた事業を実施している。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地域の特性やニーズに応じた柔軟な事業を展開することにより、障がい者福祉の増進及び向上を図る。	
	実施内容	・報酬(非常勤職員報酬) 自立支援協議会委員報酬 ・委託料(委託料) 地域生活支援事業の実施に伴う委託料 ・扶助費(扶助費) 移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付等事業の実施に伴う扶助費	
	期間	継続的事業	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	218,323	174,997	【報酬】 非常勤職員報酬 475 【役務費】 通信運搬費 72 【委託料】 委託料 59,206 【扶助費】 扶助費 115,249

今後の事務事業の方向性	課題付継続	今後も、利用者ニーズを的確に反映したサービスとなるよう、提供体制を検討する一方、現在提供しているサービスが、真に現状のニーズに合致したものとなっているかどうかについては、費用対効果も踏まえ、適宜、サービス全体のあり方や安定的な事業運営の見直しを図る。
-------------	-------	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	障がい者医療助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、府内の全市町村において、統一内容で実施している。平成30年4月に再構築を行い、老人医療は重度障がい者医療と整理・統合したことにより、老人医療は廃止となったが、平成30年3月31日時点での助成対象者は、経過措置として令和3年3月31日まで引き続き助成を受けることができる。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けられるよう支援し、重度障がい者の健康保持、家族等の負担軽減及び福祉の増進を図る。	
	実施内容	実施内容	要件(①身体障害者手帳1・2級所持者、②重度の知的障がい者、③中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者、④精神障害者保健福祉手帳1級所持者、⑤特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者)に該当する対象者が、医療機関を受診した際にかかった医療費のうち、医療保険適用額を引いた額から、当該事業の市条例等に定める利用者負担額を控除した額を助成する。 ・医療費の助成に係る扶助費	
	期間	期間	継続的事业	

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
事業費 (単位：千円)	445,620	335,449	【需用費】	
			消耗品費	104
			印刷製本費	134
			【役務費】	
			通信運搬費	918
			手数料	5,971
			【委託料】	
			委託料	18
			【扶助費】	
			扶助費	328,303

今後の事務事業の方向性	課題付継続	医療費助成の申請に係る事務処理については、デジタル戦略課と連携し、情報通信技術活用推進事業で得られた調査結果に基づき、効率効果的な事務処理の実現に向けICTの導入に係る検討を進める。
-------------	-------	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	シルバー人材センター運営補助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>高齢者の雇用の安定等に関する法律では、国及び地方公共団体の責務として、高齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会や多様な就業の機会の確保等を図るための必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう規定しており、もりぐち高齢者プランでは、法律により指定を受けた公益社団法人である守口市シルバー人材センターとの連携及びその活動を支援することで高齢者の就労機会の確保に取り組むとしている。</p> <p>今後、高齢者人口が増加する中、地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実や社会参加の促進を図るためには、国補助基準に基づき市が1/2補助を行う本事業は必要である(国補助は直接団体への補助)。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	守口市シルバー人材センターの育成を図り、事業活動の積極的かつ継続的な活動を展開させる。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金(負担金) 全国シルバー人材センター事業協会賛助会会費 ・負担金、補助及び交付金(補助金) 守口市シルバー人材センターへの補助金 	
	期間	継続的事业	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	19,379	19,379	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 負担金 50 ・負担金、補助及び交付金 補助金 19,329

今後の事務事業の方向性	継続	<p>高齢者の就労機会の確保と地域社会の活性化に向け、シルバー人材センターの重要性は高まっていることから、今後とも会員数の確保に向けた効果的な周知に引き続き取り組む。一方で、センターの運営のあり方については、補助金のあり方が適正かどうかの観点から、センターとの協議を引き続き行う。</p>
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	高齢者支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	3. 通いの場等の活性化

概 要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>本事業は、「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、老人福祉法の法定計画として策定した「もりぐち高齢者プラン2018(平成30年度～32年度)」に基づき、介護予防や生きがいづくりなどの地域活動や見守り支援活動を行う老人クラブに対する支援をはじめ、地域住民が主体となって運営する「さんあい広場」の整備支援など地域を拠点とした事業を実施してきた。 今後、本市の高齢者人口は、令和7年には、75歳以上人口は25,087人で後期高齢者率も総人口の18.2%を超える見込みとなり、要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加とともに、地域のつながりの希薄化など、高齢者施策の課題は山積である。 これらの課題に対応していくためにも、引き続き「地域包括ケアシステムを推進するための体制整備」、「健康づくりと介護予防」「社会参加促進による生きがいづくり」など、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が必要である。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>①～③: 高齢者の地域社会の一員としての自主的な活動を支援し、高齢者の社会活動参加を促進するため、老人クラブの育成及びさんあい広場の推進を図る。 ④～⑫: ひとり暮らし高齢者等が安心して生活を送るための在宅支援及びひとり暮らし高齢者等の支援を行う。</p>
	実施内容	<p>①老人クラブ活動助成事業・・・守口市老人クラブ連合会・単位老人クラブの活動に対する補助、高齢者スポーツ大会の実施</p> <p>②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業・・・高齢者健康生きがい支援、いきいきふれあい作品展覧会の開催に関する補助、高齢者のニーズ調査・分析</p> <p>③地域福祉推進事業(さんあい広場)・・・さんあい広場運営に要する経費の負担</p> <p>④高齢者及び重度障害者(児)外出支援事業・・・公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障害者(児)に対して、福祉タクシーに乘車する際に利用できる福祉タクシーに乘車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、移動に際し必要な費用の一部を助成</p> <p>⑤成年後見制度利用支援・・・成年後見市長申立て、成年後見人等への報酬助成</p> <p>⑥ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業・・・ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報機器の貸与及び緊急通報時の速やかな救急要請並びに出動員の出動による緊急対応の実施</p> <p>⑦安否確認ホットライン・・・専用ダイヤルを設置し安否確認を行う支援体制を構築</p> <p>⑧在日外国人高齢者福祉金・・・高齢基礎年金の支給が受けられない在日外国人に対し、守口市在日外国人高齢者福祉金を支給</p> <p>⑨有料老人ホームの運営指導及び立入調査・・・老人福祉法に基づく行政指導及び立入調査</p> <p>⑩市内介護施設等新規入所者(65歳以上)に対するクラスター防止PCR検査事業・・・市内介護施設等新規入所者(65歳以上)の希望者に対して検査機関に委託して無償でPCR検査を実施</p> <p>⑪高齢者世帯向けマスク配布事業・・・高齢者世帯向けに新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクを配布(令和2年度単年度事業)</p> <p>⑫高齢者健康生きがい活動感染防止対策事業・・・さんあい広場及び単位老人クラブへ新型コロナウイルス感染防止対策として手指消毒用アルコールと、備品及び器具等消毒用除菌剤を配布(令和2年度単年度事業)</p>
期 間	継続的事业	

事業費 (単位:千円)	令和2年度		事業費の内訳 令和2年度 決算
	予算	決算	
53,549	44,283	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 委託料 31,547千円 ・需用費 消耗品費 1,153千円 光熱水費 706千円 印刷製本費 49千円 ・扶助費 400千円 ・負担金、補助及び交付金 補助金 10,310千円 ・役務費 通信運搬費 64千円 手数料 18千円 火災保険料 6千円 ・報償費 報償金 27千円 	

今後の事務事業の方向性	継続	今後とも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、コロナ禍における感染拡大防止策に万全を期しつつ、利用者のニーズの把握に努めるとともに、関係機関等とも連携し、効果的な支援に努める。
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	介護保険制度関連事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	3. 通いの場等の活性化

概要	目的	<p>介護保険法及び介護保険法施行令に基づく介護保険事務は市町村が行うと規定されているが、本市において、保険料の統一、公平な要支援・要介護認定、保険財政基盤の安定、サービス基盤の効果的整備、行財政の効率化の観点から、介護保険の運営を広域的に行うため、守口市、門真市及び四條畷市の3市において、地方自治法に基づき「くすのき広域連合」を設立し、事務を処理している。</p> <p>今後、本市の高齢者人口は、令和7年には、75歳以上人口は25,087人で後期高齢化率も総人口の18.2%(令和3年4月1日現在15.7%)を超える見込みとなっており、要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加とともに、地域のつながりの希薄化など、高齢者施策の課題は山積している。</p> <p>これらの課題に対応していくためにも、引続き医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をより強化させ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」の関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事・丸ごと」として参画し、一人ひとりの暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた取組みが必要となる。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを目指している。	
	実施内容	<p>・負担金、補助及び交付金(負担金)</p> <p>(1)地域包括ケアシステムの推進</p> <p>①令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づく施策の推進 (更なる認知症サポーター養成講座の充実、認知症ケアパスの活用、認知症カフェの設置支援等による認知症高齢者及び家族への支援体制の構築等)、</p> <p>②住民主体の通いの場の拡充、③地域ケア会議の充実(個別支援・介護予防ケアマネジメント)、</p> <p>④医療と介護の連携強化、⑤社会資源の発掘、</p> <p>⑥協議体の実施と生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の設置</p> <p>(2)介護保険関係事務</p> <p>①要介護認定事務、②住宅改修・福祉用具、③給付管理、④保険料滞納関係、⑤地域支援事業</p>	
	期間	継続的事业	平成12年度～

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	2,522,890	2,522,890	・負担金、補助及び交付金 負担金 2,522,890

今後の事務事業の方向性	見直し	介護保険関連事業については、現在、くすのき広域連合の解散に向けた議論がされており、解散後を見据え、本市としての介護保険事業の充実や事務継承等が適切に図られるよう取り組む。
-------------	-----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	有料老人ホーム運営指導等事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>令和2年10月5日付で大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)が一部改正され、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業が、補助対象事業に追加された。</p> <p>それに伴い本市では、新型コロナウイルス感染拡大のリスク低減及び感染拡大防止の観点から、本市所管の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における新型コロナウイルス感染拡大防止対策費用を支援するため、当補助事業を実施している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が収束に向かうまでは、クラスター化しやすい高齢者入所施設に対して感染拡大のリスク低減及び感染が発生した際の拡大防止のための補助を行う当事業は必要であると考えます。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	本市所管の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における新型コロナウイルス感染拡大防止対策費用を支援することで、高齢者入所施設における感染リスクの低減及び感染が発生した際の拡大防止に寄与する。	
	実施内容	令和2年度の当補助事業のメニューは、①施設の消毒・洗浄経費支援、②簡易陰圧装置経費支援、③換気設備設置経費支援の3つのメニューであり、令和3年度は①簡易陰圧装置経費支援、②ゾーニング環境等の整備経費支援、③多床室の個室化に要する改修経費支援の3つのメニューである。	
	期間	単年度事業	令和2年度～

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	13,640	3,327	・負担金、補助及び交付金 補助金 3,327

今後の事務事業の方向性	継続	有料老人ホームにおいて、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大が生じることのないよう、万全を期す。
-------------	----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	衛生思想普及事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	健康で明るく住みよい地域社会の実現には、生活習慣予防運動や食生活改善の推進など、他の様々な公衆衛生活動によって守口市の公衆衛生の普及・向上に努めていることから、守口市としても当該団体が実施する事業への支援を行った。また、守口市内全域に事業を実施する会員がおり、市民にとって住みよい地域社会を目指す。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	健康で明るく住みよい地域社会の実現を目指すための活動を行う事業へ補助を行い、様々な公衆衛生活動の推進を図り、市民生活の向上を目指す。	
	実施内容	実施内容	公衆衛生活動を行っている事業への補助金の交付。	
	期間	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	170	170	・負担金、補助及び交付金 補助金 170

今後の事務事業の方向性	見直し	地域における公衆衛生事業の必要性は認めるものの、補助金の交付については、効果検証の上、効果が低いと認められる場合は、廃止も含め早期の見直しを行う。
-------------	-----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	0
----	---

事務事業名	予防接種事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p>	<p>予防接種は、予防接種法第5条第1項に基づき市町村が実施することとなっており、これまでに痘そう・ポリオの根絶や麻しんの排除など多くの疾病の流行を防止し、感染症による患者の発生や死亡者の減少をもたらしている。</p> <p>予防接種を実施している感染症は大規模な流行が見られなくなっており、これは、予防接種の機会を安定的に確保し、予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制しているからと言えるため、今後も感染症の大規模な流行を防ぐため、予防接種の有効性・適切な接種方法を周知するとともに、接種機会を安定的に確保していくことで、社会全体として一定の接種率を確保する必要がある。</p>
	目標	(事務事業の目指す方向性)	各種予防接種の接種率の維持・向上
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 予防接種業務委託: 423,212,398円(別紙参照) 各種印刷・配布・システム改修等業務委託: 6,389,072円 ・補助金 里帰り等による定期予防接種の費用償還払い(対象者: 予防接種57名、総額: 2,996,444円) 妊婦対象のインフルエンザ予防接種の費用助成事業(対象者: 264名、総額: 936,876円) ・扶助費 健康被害者への障害年金 1級年額: 5,504,275円×1人、2級年額: 4,290,655円×1人 	
	期間	継続的事业	

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
事業費 (単位: 千円)	452,675	448,751	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 消耗品費 73千円 印刷製本費 670千円 ・役務費 通信運搬費 3,744千円 手数料 622千円 損害保険料 315千円 ・委託料 委託料 429,601千円 ・負担金、補助及び交付金 補助金 3,933千円 ・扶助費 扶助費 9,795千円 <li style="text-align: right;">合計 448,753千円 	

今後の事務事業の方向性	継続	<p>今後とも予防接種法に基づき、適正な事務執行に努める。 なお、新型コロナワクチン接種については、引き続き、庁内一丸となって取り組む。</p>
-------------	----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	感染症対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、守口市附属機関条例及び守口市感染症対策委員会規則に基づき常設している「守口市感染症対策委員会」を開催し、専門的な立場から意見や助言を聴取する必要がある。	
	的	目 標 (事務事業の目指す方向性)	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、調査・審議を行う。	
	実 施 内 容	令和2年度は、「守口市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画」を策定予定だったため、守口市感染症対策委員会を開催したが、その後、計画の策定よりも新型コロナワクチン接種を先に進めるよう国から通知があったため、計画の策定には至っていない。		
	期 間	継続的事業		

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	76	38	・報酬 非常勤職員報酬 38

今後の事務事業の方向性	見直し	新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている現状にも鑑み、本委員会の位置づけや役割、あり方を早急に整理する。
-------------	-----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	市民総合(特定)健康診査事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	2. 各種検診の受診率の向上 とかかりつけ医などの定着

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	市民の健康寿命の延伸を図ることは、急速に進む高齢化にあつて、行政にとつても一人一人の住民にとつても重要な課題である。このことから、市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、健康増進法第4条に基づき、15歳から39歳までの受診機会のない市民に対して健康診査を実施し、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき、特定健診を実施し、市民の生活習慣病予防に努める必要がある。また、健康増進法19条の2に基づき、肝炎ウイルス検診・がん検診・歯科健診・骨密度測定を実施し、がん死亡の減少、歯の喪失の予防、骨粗鬆症の予防に努める必要がある。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	生活習慣病などの予備軍の早期発見・対応及び疾病の早期発見・治療により、疾病の重症化及び寝たきりや認知症の発症と進行を予防し、最終的には市民の健康寿命の延伸を目指す。
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報償金 医師(平日) 27,200円 × 385回、 医師(休日)36,700円 × 23回、 歯科医師 27,200円 × 238回、 歯科医師(休日)36,700円 × 14回、 看護師 5,400円 × 170回、 託児ボランティア 720円 × 0回 ・委託料: 159,446,251円 (別紙参照)
	期間		継続的事業

事業費 (単位:千円)	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
	281,808	226,985		

今後の事務事業の方向性	課題付継続	健康寿命延伸に向け、ポストコロナを見据えた受診勧奨の更なる取組の強化として、SNSを活用するなど、市民総合(特定)受診健康診査事業の受診率向上に努める。 また、受診率向上の観点やコロナ禍の状況を勘案し、引き続き、個別受診の導入等について検討を深める。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	母子保健事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	本市では、母子保健法第11条、第12条及び13条に基づき、妊婦と乳幼児の健康保持及び増進を図るため健康診査等を実施している。また妊娠、出産に関する支援として助成事業を実施することで母子保健事業の推進を図っている。 なお、令和元年7月から子育て世代包括支援センターが設置され、切れ目ない支援のために相談支援は子育て世代包括支援センターが担い、健診に関しては引き続き保健センターで実施している。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	母子の健康保持及び増進を目的とし、健康診査及び助成金また妊娠・出産・育児に関する情報の提供など支援の充実を図りたい。	
	実施内容	・報償費(報償金) 健康診査等の医療従事者への報償金:12,004,500円 ・委託料(委託料) 府医師会・府助産師会 妊婦一般健診委託料:109,333,586円 / 乳児一般健診委託料:6,426,574円 乳児後期健康診査委託料:6,702,850円 府助産師会 妊婦一般健診委託料:357,000円 市医師会・市歯科医師会 健康診査委託料:9,739,695円 ・負担金、補助及び交付金(補助金) 妊婦健診府外受診者への助成金:4,926,896円 / 一般不妊治療受診者への助成金:2,988,600円		
	期間	継続的	継続的	

事業費 (単位:千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	161,105	156,165	報償費 報償金 12,005千円 需用費 消耗品費 339千円 印刷製本費 533千円 役務費 通信運搬費 794千円 手数料 1,559千円 委託料 委託料 133,022千円 負担金、補助及び交付金 補助金 7,916千円

今後の事務事業の方向性	課題付継続	1歳6か月児健診の受診率は、令和2年度は目標を達成できており、今後も目標達成に向けて引き続き取り組む。 利用者の利便性向上のため、子育て世代包括支援センターとの連携の充実強化に引き続き努める。 特に、妊婦健康診査事業における転入者への対応等の事務執行にあたっては、事務の役割分担を検討する。
-------------	-------	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	休日応急診療事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	二次医療圏は、医療法第30条の3に基づき、厚生労働省が地域のつながりや交通事情を考慮し範囲を定めているもので、大阪府では8つに区分けされている。守口市は枚方市・寝屋川市・大東市、門真市、四條畷市、交野市とともに北河内二次医療圏に属し、ともに入院に係る医療を提供する体制の確保を図っている。近年一次医療機関を受診すべき軽症患者が入院を要する程度の二次、三次救急を担う病院に集中し、命に関わる重症患者や重篤患者の対応に支障が生じている。このことから休日応急・夜間救急診療所を開設し、一次的な応急診療を提供し、軽症の患者を受け入れ、適切な医療機関の受診を促し、二次救急医療機関へ患者が集中することを抑止する必要がある。	
	目標	目標 (事務事業の目指す方向性)	二次救急医療機関へ患者が集中することへの抑止のため、市内医療機関の多くが休診となる土日準夜間帯や日・祝日・お盆、年末年始の期間において応急診療を実施し市民の安全安心の確保及び北河内二次救急医療協議会運営による二次救急医療体制の充実化。	
	実施内容	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 内科・小児科休日応急診療業務委託料: 24,837,500円、歯科休日応急診療業務委託料: 11,944,392円、休日診療調剤業務委託料: 9,370,794円 ・負担金 北河内夜間救急センター運営負担金: 7,994,000円 北河内二次救急医療協議会運営負担金: 5,134,000円 	
	期間	期間	継続的事業	

事業費 (単位: 千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	59,281	59,281	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 委託料 46,153 ・負担金、補助及び交付金 負担金 13,128

今後の事務事業の方向性	課題付継続	休日等における急病患者の受診機会の確保は必要なものの、市として直営で休日等の診療体制を整備することの必要性については、引き続き検討する。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	保健対策推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	市民保健センターの運営等に関する新たな議題が生じた際に、守口市附属機関条例及び守口市市民保健センター運営協議会規則に基づき常設している「守口市市民保健センター運営協議会」を開催し、議題について調査審議をしていく必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	新たな議題が生じた際に、調査・審議を行い、保健・福祉・医療の連携体制確保及び市民保健センターの有効的な利用、運営を目指す。	
	実施内容	保健・福祉・医療の連携体制及び市民保健センターの有効的な利用や運営等について調査審議を実施する。	
	期間	継続的事業	

	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
事業費 (単位：千円)	48	-	・報酬 非常勤職員報酬 0

今後の事務事業の方向性	見直し	市としての運営協議会の必要性を早急に整理するとともに、廃止も含め、そのあり方について検討を行う。
-------------	-----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	自殺対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	3. 生きづらさを抱えている人への支援

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	自殺対策基本法において、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画の策定が義務付けられており、本市でも平成30年度に「いのちを支える守口市自殺対策計画」を策定し、本計画に基づいて事業を実施している。なお、本市では相談件数が年々増加しているため臨床心理士による対面相談事業を充実する必要がある。また、自殺には複数の要因が絡み合っている場合が多く、連絡会議によって庁内外関係機関との連携強化をはかることが必要不可欠であるとともに、関係職員が自殺予防の視点を持って対応できるよう、自殺対策の人材を養成していく必要がある。さらに、若年層、特に教育機関からの相談が増加していることから、若年層向けに特化した取り組みができる支援体制の構築も必要である。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	自殺対策(相談・支援体制)の強化
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 [対面相談] 臨床心理士(1日)17,500円×2回=35,000円 / (半日)14,500円×19回=275,500円 [人材養成研修] 臨床心理士 17,500円×0回=0円 <li style="padding-left: 20px;">医師 26,200円×0回=0円 [連絡会議] 臨床心理士 9,500円×2回=19,000円 [若年層対策] 臨床心理士(1日)17,500円×11回=192,500円 / (半日)14,500円×9回=130,500円 ・消耗品 <li style="padding-left: 20px;">検査用紙等 17,850円
	期間		継続的的事业

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳
	予算	決算	令和2年度 決算
	902	670	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 <li style="padding-left: 20px;">報償金 652 ・需用費 <li style="padding-left: 20px;">消耗品費 18

今後の事務事業の方向性	継続	今後とも庁内外の関係機関や各種相談事業との連携を図り、適正に事務を執行する。
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	健康相談等事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	日本人の1年間の全死亡者の約6割は、がん、心臓病、脳卒中の3大生活習慣病が原因となっており、これらの病気は、運動不足、喫煙や食生活の乱れ、高血圧が主な要因とされている。このことから、健康増進法第17条に基づき、生活習慣病等の相談及び保健指導、並びにこれらに付随する業務を実施し、市民の健康寿命の延伸のために、自らの健康管理に対する意識向上の支援に努める必要がある。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	市民の健康管理に対する意識を向上し、市民自ら健康管理実施の促進。生活習慣病や介護を要する状態になることの予防。
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・報償金 (医師 26,200円×1回、栄養士 5,600円×19回) ・委託料 (運動指導士:9,900円×4回、尿中塩分測定委託:261円×994回、薬剤健康教室委託料:86,460円、歯科衛生士業務委託料:0円、健康相談委託料:389,070円、歯科健康相談委託料:86,460円)
	期間		継続的事業

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
事業費 (単位:千円)	4,636	1,252	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 報償金 133 ・需用費 消耗品費 106 ・役務費 通信運搬費 145 ・委託料 委託料 868 	

今後の事務事業の方向性	課題付継続	健康相談は、相談の体制や、市民ニーズにあった機会の提供手法について、見直しも含め検討する。 健康教室は、対象者のニーズを把握した上で、市として参加してほしい市民の方々が多く参加してもらえるよう、教室の内容や回数を検討する。
-------------	-------	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設維持管理事業 市民保健センター		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	市民保健センターは、地域保健法(第18条)に基づいた施設であり、利用者が安心して市民保健センターを快適に利用するためには、施設の安全かつ清潔な環境の維持が必要である。また、当該施設は医療救護所の指定及び休日応急診療所を併設しているため、災害時の救護所になり、急病患者にとって必要不可欠な施設であり、本事業の重要性は高い。	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	市民保健センターを清潔かつ安全に保ち、利用者が安心して快適に利用できる環境を維持する。	
	実施内容	市民保健センターの施設維持管理及び清掃、警備業務の実施。		
	期間	継続的事业		

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
事業費 (単位：千円)	128,002	111,299	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 消耗品費 436 燃料費 64 光熱水費 21,372 修繕料 3,593 ・役務費 通信運搬費 892 火災保険料 174 損害保険料 44 ・委託料 委託料 50,774 ・使用料及び賃借料 使用料 50 ・工事請負費 改良工事請負費 32,780 ・備品購入費 庁用器具費 1,120 	

今後の事務事業の方向性	継続	施設の維持管理については、個別施設計画をベースとして、将来を見据え適切に実施していく。
-------------	----	---

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	公害健康被害福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	<p>守口市は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、事業活動その他の人の活動に伴い、相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による健康被害が多発している「第一種地域」として、昭和52年1月13日に指定されたが、大気汚染の態様の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に指定地域を解除された。</p> <p>大気汚染により気管支ぜん息などの指定疾病及び続発性疾病を患ったと認定された者(被認定者)に対し、市町村の責務として公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者の健康を回復し、それを保持・増進すること、また指定疾病による被害を予防を促すことが必要であるとする。</p>
	目標	(事務事業の目指す方向性)	被認定患者の健康の回復及び保持・増進
	実施内容		<p>1 リハビリテーション事業(市内在住の公害患者で1級以上及び重症者を除く在宅療養者) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 : 44,854円</p> <p>2 転地療養事業(市内在住の1級以上を除く公害認定患者) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 : 8,024円</p> <p>3 家庭療養指導事業(兼任保健師が訪問)</p> <p>4 インフルエンザ予防接種費用助成事業(公害認定患者) インフルエンザ予防接種助成 : 1,285,954円</p>
	期間	継続的	事業

事業費 (単位：千円)	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
	3,552	1,339		

今後の事務事業の方向性	継続	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、今後とも適正に事務の執行に努める。
-------------	----	--

令和2年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	公害健康被害予防事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	<p>守口市は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、事業活動その他の人の活動に伴い、相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による健康被害が多発している「第一種地域」として、昭和52年1月13日に指定されたが、大気汚染の態様の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に指定地域を解除された。</p> <p>大気汚染による健康被害が呼吸器疾患の主たる原因とは言えないが、それらの病気に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないことから、昭和63年第30号通知により改正された公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき、旧第一種指定地域住民(守口市民)の大気汚染の影響による新たな健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構が示す事業を実施する。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	大気汚染の影響による健康被害の予防
	実施内容	<p>1 健康診査事業(市内在住の4歳未満のぜん息児及びその保護者) : 775,618円</p> <p>2 健康相談事業(市内在住の呼吸器疾患患者及びその保護者) : 127,200円</p>
	期間	継続的事業

	令和2年度		事業費の内訳	
	予算	決算	令和2年度 決算	
事業費 (単位：千円)	1,349	903	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費(報償金) 医師謝礼 26,200*1*4 104,800円 26,700*1*24 640,800円 栄養士謝礼 5,600*1*4 22,400円 5,600*1*24 134,400円 ・需用費(消耗品費) PPC用紙 418*1 418円 	

今後の事務事業の方向性	継続	コロナ禍の状況を注視しつつ、本相談事業の対象となる方が、相談しやすい相談体制を引き続き構築する。
-------------	----	--